

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種(令和26年3月31日まで)

警察庁丁生企発第233号
令和5年4月7日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則の施行について（通達）

本日、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第7号。以下「改正規則」という。）が別添のとおり公布・施行された。

改正規則による改正の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあつては、これを踏まえ、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の概要

改正規則による改正前の自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第1条第1項第1号において、指定団体は、自転車を利用する者の申出により、書面によって登録カードを作成することとされていたところ、今回の改正は、登録カードの作成について、書面による作成に加えて、電磁的記録による作成を可能とするものである。

2 運用上の留意事項

指定団体は、新たに電磁的記録により登録カードを作成することとする場合、改正規則による改正後の自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第3条第2項の規定に基づき、実施要領（登録カードの様式及び作成の方法に関する事項等）の変更について、都道府県公安委員会の承認を要する。

規則

○国家公安委員会規則第七号

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第十二条第三項の規定に基づき、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年四月七日

国家公安委員会委員長 谷 公一

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成六年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 1 (指定の基準等) regarding bicycle registration standards.

Table with 2 columns: 備考 (Notes) and 略 (Abbreviation). The備考 column contains text about registration and notification to police.

この規則は、公布の日から施行する。

告示

示

○中央選挙管理会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和五年四月七日

中央選挙管理会委員長 宮里 猛

○国土交通省告示第三百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和五年から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

- List of locations and points for sand defense equipment work, including '美用谷川' and '鳥取県日野郡那府町大字宮市字広谷一〇六三'.

Table listing specific locations and points for sand defense equipment work, such as '標柱一号から四六度五四分一四秒'.